

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定に基づき、近江八幡市沖島が離島振興対策実施地域に指定されたことに伴い、同地域内における県税の課税免除について定めるため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

離島振興対策実施地域内において、次のとおり、県税の課税免除を行うこととします。なお、これによる県税の減収分については、交付税措置されます。（第 4 条関係）

対象事業	要件	主な対象税目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業</li> <li>・ 旅館業</li> <li>・ 情報サービス業</li> <li>・ 有線放送業</li> <li>・ インターネット附属サービス業等</li> </ul>	対象事業の用に直接供する特別償却設備を新設または増設した場合で、その取得価額が原則として 500 万円以上である場合（※ 1）（※ 2）	事業税（※ 3） （3 年間） 不動産取得税 （課税年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水産業</li> <li>・ 畜産業</li> <li>・ 薪炭製造業</li> </ul>	対象事業を行う個人で、その者または同居の親族の労力によって事業を行った日数の合計が当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下の場合	事業税 （5 年間）

※ 1 租税特別措置法の規定に基づき市町の長が策定する産業の振興に関する計画のうち総務大臣等が指定する地区内のものに限りします。

※ 2 離島振興対策実施地域の指定の公示の日から平成 27 年 3 月 31 日までに新設または増設したものに限りします。

※ 3 新設または増設した設備に係る従業員の数等をもとに一定の算式で計算した額に限りします。

### 3 その他の改正

- (1) 所要の規定の整備を行うこととします。
- (2) この条例は、公布の日から施行することとし、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、平成 25 年 7 月 31 日から適用することとします。

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定に基づき、近江八幡市沖島が離島振興対策実施地域に指定されたことに伴い、同地域内における県税の課税免除について定めるため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内において当該離島振興対策実施地域の公示の日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に製造の事業、旅館業および情報サービス業等の用に供するための一定の設備を新設し、または増設したときは、事業税の一部ならびに不動産取得税および固定資産税を課さないこととします。（第 4 条関係）
- (2) 離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業または薪炭製造業を行う個人でその者または同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下であるものについては、事業税を課さないこととします。（第 4 条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとし、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、平成 25 年 7 月 31 日から適用することとします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号） 新旧対照表

旧	新
<p>(定義) 第2条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>特別償却設備</u> 製造（ガスの製造および発電を除く。次条において同じ。）の事業、情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。次条において同じ。）または旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業および簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第</p>	<p>(定義) 第2条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>離島振興対策実施地域</u> 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された県内の区域をいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>第1種特別償却設備</u> 製造（ガスの製造および発電を除く。次号ならびに次条および第4条において同じ。）の事業、情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。次条において同じ。）または旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業および簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第</p>

1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。)の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄または第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものをいう。

1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。)の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄または第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものをいう。

(7) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備(ガスの製造または発電に係る設備を含む。)で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号または第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受けるものをいう。

ア 製造の事業または旅館業 500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人にあつては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円)

イ 情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業 500万円

(過疎地域における県税の課税免除)

(過疎地域における県税の課税免除)

第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から平成27年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の

第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から平成27年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の

用に供するための特別償却設備 \_\_\_\_\_ を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該特別償却設備 \_\_\_\_\_ を製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該特別償却設備 \_\_\_\_\_ を製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの

アおよびイ 省略

(2) 不動産取得税 特別償却設備 \_\_\_\_\_ を新設し、または増設した者について、当該特別償却設備 \_\_\_\_\_ である家屋およびその敷地である土地の取得（当該過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 固定資産税 特別償却設備 \_\_\_\_\_ を新設し、または増設した者について、当該特別償却設備 \_\_\_\_\_ に係る県税条例第102条に規定する大規模の償却資産を取得した場合において、当該特別償却設備 \_\_\_\_\_ に係る機械および装置に対して新たに市町が固定資産税を課することとなる年度（以下「初年度」という。）以後3箇年度に限り、当該機械および装置に対して課するもの

2～5 省略

用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年 \_\_\_\_\_ の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの

アおよびイ 省略

(2) 不動産取得税 第1種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第1種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（当該過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 固定資産税 第1種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第1種特別償却設備に係る県税条例第102条に規定する大規模の償却資産を取得した場合において、当該第1種特別償却設備に係る機械および装置に対して新たに市町が固定資産税を課することとなる年度（以下「初年度」という。）以後3箇年度に限り、当該機械および装置に対して課するもの

2～5 省略

(離島振興対策実施地域における県税の課税免除)

第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から平成27年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第2種特別償却設備を製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第2種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業または倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得

×

当該新設し、または増設した設備に係る固定資産の価額

当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）

イ ア以外の場合

<u>当該法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得</u>	×	<u>当該新設し、または増設した設備に係る従業者の数</u>
		<u>当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数</u>

(2) 不動産取得税 第2種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第2種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得(当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。) に対して課するもの

(3) 固定資産税 第2種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第2種特別償却設備に係る県税条例第102条に規定する大規模の償却資産を取得した場合において、当該第2種特別償却設備に係る機械および装置に対して初年度以後3箇年度に限り、当該機械および装置に対して課するもの

2 離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業または薪炭製造業を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得金額に対して事業税を課さない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、離島振興対策実施地域内における県税の課税免除について準用する。この場合において、同条第3項中「前

<p>(近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域における県税の不均一課税)</p>	<p><u>項」とあるのは「次条第2項」と、同条第4項および第5項中「第1項第1号」とあるのは「次条第1項第1号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域における県税の不均一課税)</p>
<p><u>第4条</u> 省略</p>	<p><u>第5条</u> 省略</p>
<p>(特定地域における県税の不均一課税)</p>	<p>(特定地域における県税の不均一課税)</p>
<p><u>第5条</u> 省略</p>	<p><u>第6条</u> 省略</p>
<p>(申請書の提出)</p>	<p>(申請書の提出)</p>
<p><u>第6条</u> <u>前3条</u> の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p><u>第7条</u> <u>第3条から前条までの規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p><u>第7条</u> 省略</p>	<p><u>第8条</u> 省略</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1～3 省略</p>	<p>1～3 省略</p>
<p>(不動産取得税の税率の特例)</p> <p>4 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に土地の取得が行われた場合における当該土地に対して課する不動産取得税についての<u>第4条</u> (第5条においてその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、<u>第4条第1号</u>中「100分の2」とあるのは、「100分の1.5」とする。</p>	<p>(不動産取得税の税率の特例)</p> <p>4 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に土地の取得が行われた場合における当該土地に対して課する不動産取得税についての<u>第5条</u> (<u>第6条</u>においてその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、<u>第5条第1号</u>中「100分の2」とあるのは、「100分の1.5」とする。</p>